

公益財団法人全日本柔道連盟 講道館柔道形競技規定

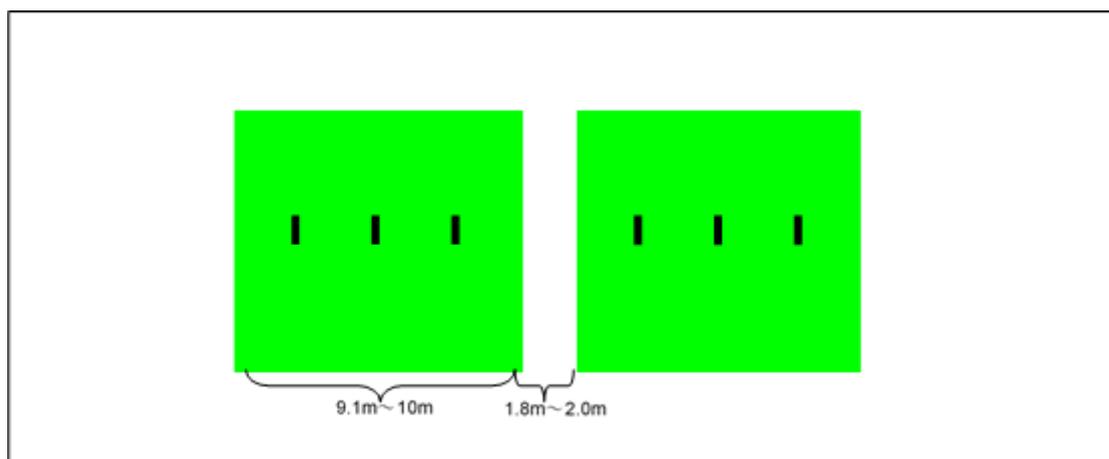
(形の種類)

第1条 形の種類は、講道館の制定する投の形、固の形、極の形、柔の形、講道館護身術、五の形、及び古式の形とし、講道館の発行する最新版の教本、及びDVD映像で規定する動作を基準とする。

(試合場)

第2条 試合場は原則として最小限 14m×14m、最大限 16m×16mとし、この中央に最小 9.1m（五間）×9.1m、最大 10m×10mの場内を設け、畳又はこれに類するものを敷き詰める。

2. 取と受が演技の始めと終わりに立礼又は坐礼をする位置を示すために、下図のとおり試合場の中央 5.5m～6m 離れた場所に、幅約 10cm、長さ約 50cm の色のついた粘着テープを付ける。
3. 試合場の中央にも下図のとおり同色の粘着テープを配置する。
4. 試合場の床は弾力性がなければならず、隣接して試合場を設置する場合、下図のとおり 1.8m～2mの共通する安全地帯を設ける。



(得点表示)

第3条 演技者（組）の得点は、会場の適切な場所に速やかに表示する。

(服装)

第4条 柔道衣および帯は、全日本柔道連盟柔道衣規格に合格しているものでなくてはならない。ただし、紅帯、紅白帯はその限りでない。

(衛生及び危害防止)

第5条 演技者(組)は清潔な柔道衣を着用し、爪を短く切ること。また金属その他相手に危険を及ぼすようなものは身に付けてはならない。長髪の場合は、動作の妨げにならないように束ねること。

(演技順序)

第6条 演技の順序は抽選で決定する。

(審査及び審査員)

第7条 審査は、一種目の形を、その種目の全日本柔道連盟公認形審査員5名で行う。

2. 審査員は、評価した点数を公式採点票に明記する。
3. 審査する位置は、原則として正面側とし、審査員は1mの間隔をあけて審査員席に着く。但し、場合によっては審査する位置を変えることができる。
4. 審査員は、各組が試合場に入る前に、決められた席に着いていなければならない。
5. 審査員が着席する位置は、その種目が終了するまで変えないものとする。
6. 主任の審査員は、立って両掌を上にして両腕を前方へ伸ばし、演技者(組)を試合場へ進むよう指示する。
7. 審査員の服装は、大会の規定によるものとし、公認のネクタイ及びエンブレムをつけるものとする。
8. 本連盟教育普及・MIND委員会形部会は、審査員の管理、監督等を行う。

(審査方法)

第8条 演技者(組)による演技(礼法・服装、技の内容、全体の流れ)を審査する。

2. 10点満点で評価する。
3. 1回のみ演技を審査する。
4. 各における5人の審査員の評点のうち、最高点と最低点を除いた3人の審査員の評点の合計(小計)をその施技の得点とする。最高点又は最低点が複数(例;7, 7, 6, 6, 6)あった場合、除く点はそれぞれ1つとする(例;7を1つ、6を1つ除く。この場合は、 $7 + 6 + 6 = 19$ 点はその組の得点となる)
5. 順位は以下の順に従って決める。
 - (1)各評価項目の得点を合計し(=合計点という)その高い方を上位とする。
 - (2)合計点が同点の場合

- 1)各評価項目の評点(=最高点と最低点を除いた評点)を見て、より低い評点のある方を下位とする。
 - 2)同内容の場合、1)のより低い評点の個数の多い方を下位とする。
 - 3)同内容の場合、各評価項目の評点(=最高点と最低点を除いた評点)を見て、より高い得点のある方を上位とする。
 - 4)同内容の場合、3)のより高い評点の個数の多い方を上位とする。
 - 5)それでも同内容の場合、同位とする。
6. 得点は合計点と100点換算(小数点第2位以下切り捨て)の2つを表示する。

(審査基準)

第9条 審査員は、下記の内容を参考にして総合的に評価をする。

(1) 礼法・服装

礼法 立礼、坐礼、姿勢、目付、呼吸等

服装 服装の乱れ、帯・紐の解け等

(2) 技の内容

基本動作 基本動作、姿勢、態度、組み方、進退動作、体捌き、受身等

技の理合い 正確度(崩し・作り・掛け)、緩急、強弱、気迫、迫真性、順序

受身等位置の取り方 位置、相手との間合い等

(3) 全体的な流れ リズム、テンポ、調和等

2. 評価の判断基準

評価の判断基準は、次のとおりとし、0.5点刻みにて評価する。

- (1)非常に優れている 9点～10点
- (2)優れている 7点～8.5点
- (3)普通である 5点～6.5点
- (4)劣る 3点～4.5点
- (5)非常に劣る 0.5点～2.5点

3. 間違いがあった場合の評点について

(1)次の場合は合計点を2分の1とする。

1)やり直した場合、その技及び全体の流れの評価はそれぞれ4.5点を最高点とする。

2)武器を落とした場合、その技及び全体の流れの評価はそれぞれ4.5点を最高点とする。

(2) 評価項目以外の技を演技した場合、その技は0点とする。

(失格)

第10条 第4条、第5条等に違反した場合。

2. 演技者(組)が施技の順序を間違えた場合、及び技を抜かした場合においては、演技を中断せず、その組の演技終了後に、審査員が合議し、適切に処理する。

(負傷/病気等の発生(安全への配慮))

第11条 演技者(組)において、演技中、怪我又は病気等が発生した場合、審査員は原則として直ちに演技を中止させ、記録は「棄権」とする。

2. 演技者(組)が演技中においてコンタクトレンズを落とした場合、審査員が演技を続けられないと認める場合には直ちに演技を中止させ、記録は「棄権」とする。

(抗議の禁止)

第12条 審査員による審査結果は絶対であり、異議の申し立ては認められない。

(その他)

第13条 本規定に定められていない事態が発生した場合、審査員は、大会委員長と合議の上、処理する。

(改廃)

第14条 本規定の改廃は、教育普及・MIND委員会形部会で検討し、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1. 本規定は、平成25年4月1日から施行する。
2. 本規定は、平成26年6月16日から一部改正して施行する。
3. 本規定は、平成27年4月1日から一部改正して施行する。
4. 本規定は、平成29年6月9日から一部改正して施行する。
5. 本規定は、令和2年8月18日から一部改正して施行する。